

岩手県医療局告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、県立病院等事業の業務に係る金銭の収納に関する事務（宿日直業務の範囲内のものを除く。）を平成27年4月1日次のとおり委託した。

平成27年5月15日

岩手県医療局長 八重樫 幸 治

県立病院等の名称	受託者	
	住 所	名 称
岩手県立釜石病院	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	株式会社ニチイ学館
岩手県立大槌病院	”	”